

診療施設の開設者・管理者の皆様へ

栃木県中央家畜保健衛生所

診療施設を開設したら・・・

家畜保健衛生所への届出が必要です。

飼育動物（獣医師法第1条の2に規定されているもの。）の診療施設を開設した場合、開設の日から**10日以内**に診療施設が所在する県知事（家畜保健衛生所）へ下記の事項を届け出なければなりません

また、届出事項に変更があった場合、診療施設を休止あるいは廃止する場合も、**10日以内**に届け出なければなりません。（獣医療法第3条）

<届出事項>

1 開設届

開設者の氏名及び住所、診療施設の名称、開設の場所、開設の年月日、診療施設の構造設備の概要（エックス線装置を備えた診療施設はエックス線装置備付状況）及び平面図、管理者（獣医師に限る）の氏名及び住所、診療の業務を行う獣医師の氏名、診療の業務の種類、開設者が法人である場合には定款又は寄附行為。

2 届出事項変更届

上記の届出事項の変更に係る事項

3 休止（廃止）届

〔休止の場合〕休止期間及び休止の理由、〔廃止の場合〕廃止の期日及び廃止の理由

【提出書類】

提出書類	診療施設開設届	診療施設届出事項変更届	診療施設休止（廃止）届	構造設備の概要	診療施設付近の見取り図	診療施設の平面図	エックス線装置備付状況	診療を行う獣医師の免許証 （写し、原本照合）	法人の定款又は寄附行為
届出の種類	*	*	*	*			*		
開設届									
届出事項変更									
休・廃止届									

〔注〕○：必ず提出していただくもの。：該当する場合提出していただくもの。

：居住区域、敷地内居住地域、エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況、遮へい物の長さ、厚さ及びエックス線診療室である旨の標識等の位置を示した平面図及び側面図を添付してください。

*：用紙は家畜保健衛生所にあります。また、家畜保健衛生所ホームページからも印刷可能です。

<変更届が必要な場合>

開設者の住所・氏名の変更があった場合。 開設者そのものが変わった場合は、開設届
診療施設の名称を変更した場合。

診療施設の構造に変更があった場合（エックス線装置の新規設置、部分的な増改築等）、
管理者及び管理者の住所・氏名の変更があった場合。

診療する獣医師に変更（退職、採用、姓名変更等）があった場合。

診療業務の種類（産業動物、小動物、往診専門等）に変更があった場合。

定款または寄付行為に変更があった場合等。

<廃止及び新親に開設届が必要になる場合>

診療施設の開設者が変更した場合（個人 法人、親 子、法人の吸収・合併による法人格の変更等）。

診療施設を移転した場合（同一ビル内でフロアが変わった場合も移転となる）。

診療施設を建替えするとき（同一場所であるときを含む）。

御不明の点は、家畜保健衛生所にお問い合わせください。

栃木県県央家畜保健衛生所

字都宮市平出工業団地 6 - 8

TEL 028 - 689 - 1200

FAX 028 - 689 - 1279